

ガバナー四方山話

第12回 自分の職業について

1991年10月にそれまで勤めていた会計事務所を辞めてオランダから日本に戻りましたが、その時は3ヶ月くらいのサバティカルのつもりでした。ただ、資格を維持するのに公認会計士の登録だけしました。母親が脳梗塞で倒れ、やりかけだった賃貸用建物の建設を手伝っているうちに時間が経っていました。

暇なので、税理士である父親の関与先に顔を出すと少し手伝って欲しいということで、気楽に手伝いを始めてしまい、両親の面倒を見るような生活を2年ばかりしていたのですが、たまたま近所に居た幼馴染の今の家内と出会い、新しい生活が始まりました。関与先の経営のお手伝いとしていようとどうしても税金のことも出て来て、二重税理士行為と言われてはいけないので税理士の登録もして、そのまま今も税理士として仕事をしています。

その当時はバブルがはじけたとは言え、冬のススキノで飲んだ後、タクシーを捕まえるのが困難な時期で、幾度もススキノから歩いて帰った記憶があります。

公認会計士というのは人数的には少数で、現在では道内に400名程度居りますが、税理士は1,850名以上居ますので4分の1以下となります。人数の多い税理士でも道内179の市町村で税理士が居るのは70弱だけです。6割以上の市町村に税理士が居ないというのが北海道の実態です。

ロータリアンの皆様は税理士という職業について、詳しくは知らなくとも、凡その職業の見当は付くのではないかと存じますが、少しだけ税理士について紹介しましょう。

日本の税理士の制度はドイツにある税理士制度がお手本でした。1937年ドイツが第二次世界大戦にのめり込んで行く中、行政の役人の数が足りず、民間に税の専門家お墨付きを与えて税務行政の効率化に役立てようと税理士制度を導入しました。

その5年後、日本も太平洋戦争に突入し徴兵が活発になり、同じような理由で税務代理士という制度を導入しました。昭和17年2月23日施行の法律でしたので、いまだに毎年2月23日が税理士記念日となっています。奇遇ですがロータリーの第1回の会合が1905年2月23日だったので同じ日が記念日になっています。

戦後、GHQの指導の下、昭和23年に公認会計士法が成立し、昭和26年に税務代理士制度にとって代わる税理士法が成立・施行となりました。公認会計士に託された使命の第1は企業や団体の決算についてその適正性について監査を行い、監査意見を述べるというものですが、税理士に託された使命は、適正な納税義務の実現ということで、納税者に正しい税金をきちんと納めて頂くというものですので、明確に異なるのですが、どちらもそのベースとなるものが帳簿というか会計記録になりますので、多くの方が、公認会計士と税理士の違いが判らないという事態になっています。

世界的には、税理士の制度のある国は少数派で、ドイツと日本以外には、韓国があるくらいでした。最近東南アジアで税理士制度を導入する国が増えてきているくらいです。アメリカではだれでも他人の申告書の代理人となれますが、日本では税理士のみが税務代理をすることが許されています。それも無償独占という非常にまれな優遇制度となっています。ちなみに法律相談は、お金さえ取らなければ誰でも出来て弁護士は有償独占となっています。